



2025 年 6 月 30 日

各 位

会社名 日本コンセプト株式会社
代表者名 代表取締役社長 松元 孝義
(コード番号 : 9386 東証プライム)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 若園 三記生
電話 03-3507-8812

会社名 株式会社 M
代表者名 代表取締役 原 禄郎

**株式会社 M による日本コンセプト株式会社（証券コード：9386）
の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 M は、本日、日本コンセプト株式会社の普通株式を添付のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 M（公開買付者）が、日本コンセプト株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 6 月 30 日付「日本コンセプト株式会社（証券コード：9386）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株式会社 M
代表者名 代表取締役 原 禄郎

日本コンセプト株式会社（証券コード：9386）の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 M（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、日本コンセプト株式会社（証券コード：9386、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全てを取得及び所有することを主たる目的として 2025 年 1 月 14 日に設立された株式会社です。本日現在において、J-STAR 株式会社（以下「J-STAR」といいます。）の役職員（以下「J-STAR 役職員」といいます。）が出資する合同会社である JSHD 合同会社（以下「JSHD」といいます。）が、公開買付者の発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、公開買付者、J-STAR、J-STAR 役職員、JSHD 及び J-STAR ファンド（以下で定義します。）は、いずれも対象者株式を所有していません。

今般、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施し、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下において定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）に該当し、対象者の代表取締役社長であり主要株主かつ第 2 位株主である松元孝義氏（以下「松元孝義氏」といいます。所有株式数：2,935,200 株（注 2）、所有割合（注 3）：21.17%）は、本取引後も継続して対象者の代表取締役として経営にあたることを予定しております。松元孝義氏、並びに J-STAR がジェネラル・パートナーとして管理運営するケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップである J-STAR No. 5-A, LP、及び J-STAR が自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップである J-STAR No. 5-B, LP、J-STAR No. 5-C, LP、J-STAR No. 5-D, LP 及び J-STAR No. 5-E, LP（J-STAR No. 5-A, LP J-STAR No. 5-B, LP、J-STAR No. 5-C, LP、J-STAR No. 5-D, LP 及び J-STAR No. 5-E, LP を総称して、以下「J-STAR ファンド」といいます。）は、本日、本取引完了後の公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者株式の取扱い等について定めた株主間契約を締結しております。なお、JSHD は、本公開買付けの成立後、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）までに、JSHD が所有する公開買付者の発行済株式の全てを J-STAR ファンドに譲渡する予定です。

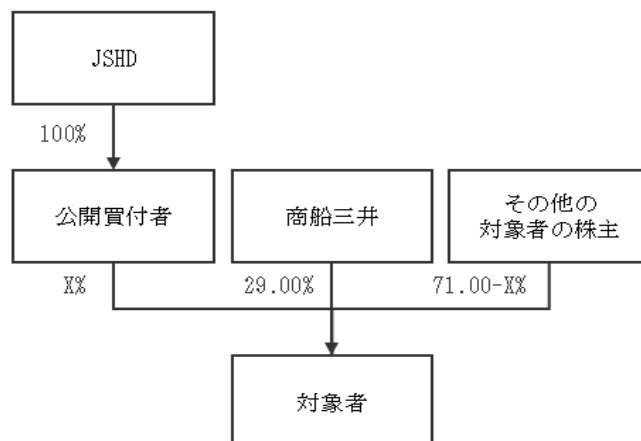
（注 1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注 2）松元孝義氏は、対象者の役員持株会を通じた持分として 366 株（小数点以下を切捨て）に相当する対象者株式を間接的に所有しておりますが、上記松元孝義氏の所有株式数（2,935,200 株）には、松元孝義氏が当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している対象者株式 366 株は含まれておりません。以下、特記しない限り松元孝義氏の所有株式数において同じです。

（注 3）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 5 月 15 日付で公表した「2025 年 12 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（13,868,500 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（725 株）を控除した株式数（13,867,775 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

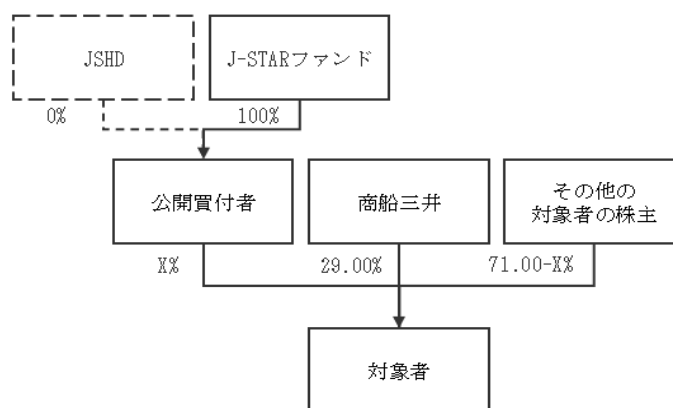
本取引は、以下の各取引から構成されます。

① 本公開買付け



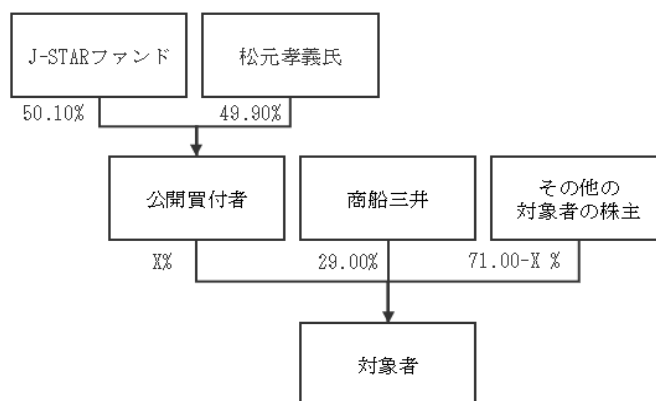
② 本 J-STAR ファンド出資

本公開買付けの成立を条件とし、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日以後、本決済開始日前に実施される、J-STAR ファンドによる公開買付者に対する出資（以下「本 J-STAR ファンド出資」といいます。）



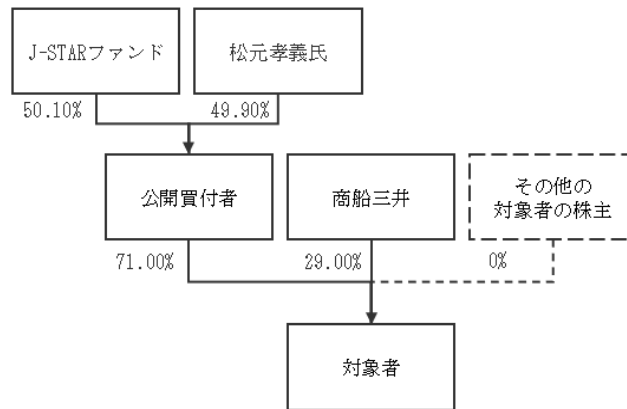
③ 本松元孝義氏再出資

本決済開始日後に実施される、松元孝義氏による公開買付者に対する出資（以下「本松元孝義氏再出資」といいます。なお、本松元孝義氏再出資後の J-STAR ファンド及び松元孝義氏の公開買付者の株式に係る議決権割合は、それぞれ 50.1% : 49.9%となる予定です。）



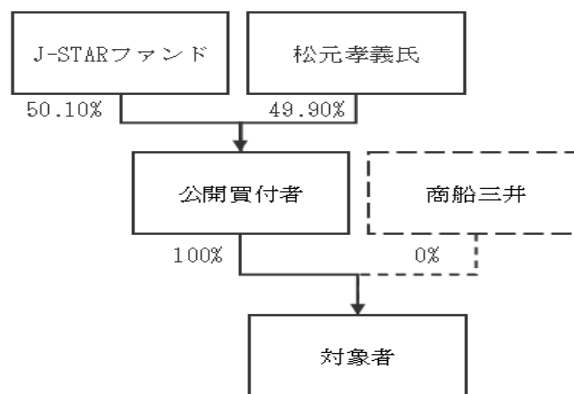
④ 本株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了並びに本 J-STAR ファンド出資及び本松元孝義氏再出資の実行を条件として、対象者の株主を公開買付者及び対象者の主要株主であり筆頭株主である株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。所有株式数：4,021,800 株、所有割合：29.00%）のみとすることを目的として対象者が実施する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 180 条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）



⑤ 本自己株式取得

本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施される、商船三井からの本不応募合意株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）



本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、松元孝義氏との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約（松元孝義氏）」といいます。）を締結し、松元孝義氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募すること、本決済開始日後に本松元孝義氏再出資を行うこと等を合意しております。また、公開買付者は、本日付で、松元孝義氏の資産管理会社である有限会社エムアンドエム（所有株式数：300,000株、所有割合：2.16%。以下「エムアンドエム」といいます。）との間で公開買付応募契約（本応募契約（松元孝義氏）と総称して、以下「本応募契約」といいます。）を締結し、エムアンドエムが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募すること等を合意しております。本応募契約の対象となっている対象者株式の合計は3,235,200株、所有割合は23.33%です。

なお、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本J-STARファンド出資及び本松元孝義氏再出資における公開買付者株式の払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（但し、対象者の株主を公開買付者及び商船三井のみとするための手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではありません。

また、公開買付者、松元孝義氏及びJ-STARファンドは、本日付で、商船三井との間で公開買付不応募契約を締結し、商船三井が、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しないこと、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成すること、また、本自己株式取得により本不応募合意株式の全てを対象者に売却することに合意すること等を合意しております。

本自己株式取得は、本自己株式取得の取得価格を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に商船三井が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,572円に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（1）対象者の名称

日本コンセプト株式会社

- (2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

- (3) 買付け等の期間
2025 年 7 月 1 日（火曜日）から 2025 年 8 月 13 日（水曜日）まで（30 営業日）

- (4) 買付け等の価格
普通株式 1 株につき、金 3,060 円

- (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,845,975（株）	5,223,400（株）	—（株）
合計	9,845,975（株）	5,223,400（株）	—（株）

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,223,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,223,400 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者第 1 四半期決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（13,868,500 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（725 株）及び本不応募合意株式（4,021,800 株）を控除した株式数（9,845,975 株）になります。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

- (6) 決済の開始日
2025 年 8 月 20 日（水曜日）

- (7) 公開買付代理人
東海東京証券株式会社
マネックス証券株式会社(復代理人)
- 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号
東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 7 月 1 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。